

令和3年度都留市地域公共交通会議及び 都留市地域公共交通活性化協議会 第1回会議

日 時：令和3年6月28日（月）

午後1時15分から

場 所：都留市役所3階大会議室

次 第

1. 開 会

2. 市長あいさつ

3. 報告事項

- (1) 令和2年度市内循環バス事業及び予約型乗合タクシー事業について
- (2) 令和2年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について
- (3) 「道の駅つる線」の運行ルート一部変更について

4. 協議事項

- (1) 都留市生活交通確保維持改善計画（案）の認定申請について
- (2) 交通不便地域指定申請（案）について
- (3) バス路線の休止及びデマンドタクシーの新設並びに市内循環バスの充実について
- (4) その他

5. その他

6. 閉 会

資料1：令和2年度市内循環バス事業及び予約型乗合タクシー事業実績報告

資料2：地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表

資料3：「道の駅つる線」の運行ルート一部変更

資料4：都留市生活交通確保維持改善計画（案）

資料5：交通不便地域指定申請（案）

資料6：市内公共交通ルート図

都留市地域公共交通会議委員名簿（令和3年6月28日～令和5年6月27日）

No.	区 分	役 職 名	氏 名
1	学識経験者	学識経験者	鈴木 健大
2	各種団体の代表	都留市老人クラブ連合会長	三枝 秀雄
3		都留市校長会	杉田 眞
4		都留市地域協働のまちづくり推進会連絡会	小俣 貴紀
5	住民又は利用者を代表する者	市民代表者（公募）	鶴田 寛
6		市民代表者（公募）	安富 康雄
7	一般乗合旅客自動車 運送事業者	富士急バス株式会社 取締役社長	古屋 毅
8	一般乗用旅客自動車 運送事業者	富士急山梨ハイヤー株式会社 取締役社長	土屋 忠男
9	大月警察署又は その指名するもの	山梨県大月警察署交通課長	古屋 広幸
10	山梨県知事又は その指名するもの	山梨県県民生活部交通政策課長	藤原 さつき
11	山梨運輸支局長又は その指名する者	関東運輸局山梨運輸支局 首席運輸企画専門官	秋山 裕保
12	運転者の団体を 代表する者	富士急バス株式会社 鶴の会運転手	松本 和也
13	市長又はその指名 する職員	市民部長	清水 敬
14		総務部長（幹事）	紫村 聡仁
15		福祉保健部長（幹事）	志村 佳子
16		産業建設部長（幹事）	山口 哲央
17		教育委員会教育次長（幹事）	田中 正樹

都留市地域公共交通活性化協議会委員名簿（令和3年6月28日～令和5年6月27日）

No.	区 分	役 職 名	氏 名
1	学識経験者	学識経験者	鈴木 健大
2	各種団体の代表	都留市老人クラブ連合会長	三枝 秀雄
3		都留市校長会	杉田 眞
4		都留市地域協働のまちづくり推進会連絡会	小俣 貴紀
5	住民又は利用者を代表する者	市民代表者(公募)	鶴田 寛
6		市民代表者(公募)	安富 康雄
7	一般乗合旅客自動車 運送事業者	富士急バス株式会社 取締役社長	古屋 毅
8	一般乗用旅客自動車 運送事業者	富士急山梨ハイヤー株式会社 取締役社長	土屋 忠男
9	大月警察署又は その指名するもの	山梨県大月警察署交通課長	古屋 広幸
10	山梨県知事又は その指名するもの	山梨県県民生活部交通政策課長	藤原 さつき
11	山梨運輸支局長又は その指名する者	関東運輸局山梨運輸支局 首席運輸企画専門官	秋山 裕保
12	運転者の団体を 代表する者	富士急バス株式会社 鶴の会運転手	松本 和也
13	その他会長が必要と 認めるもの	富士急行株式会社 事業部鉄道管理センター長	奥田 壮一
14	市長又はその指名 する職員	市民部長	清水 敬
15		総務部長	紫村 聡仁
16		福祉保健部長	志村 佳子
17		産業建設部長	山口 哲央
18		教育委員会教育次長	田中 正樹

令和 2 年度市内循環バス事業及び予約型乗合タクシー事業報告

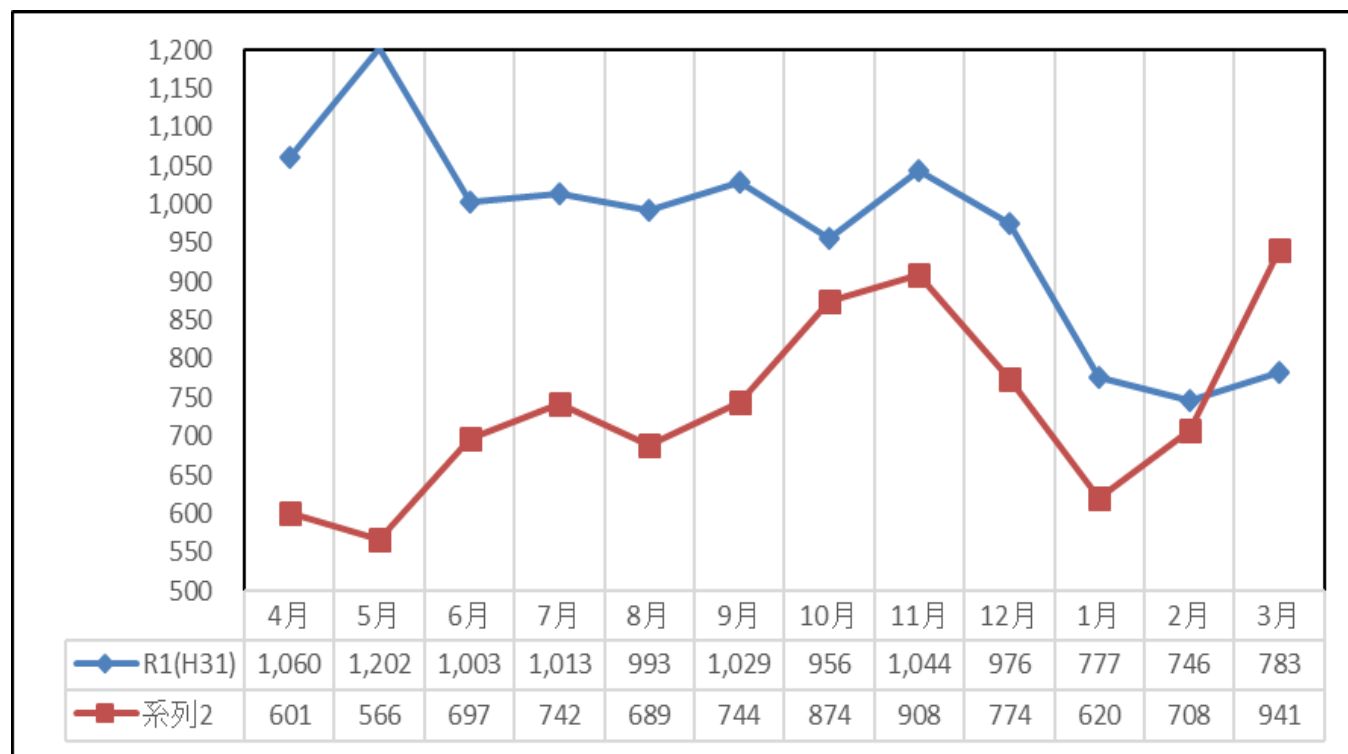
令和 2 年度 取組状況

① 都留市循環線

- ・ 運行内容：路線定期運行
- ・ 運行本数：(右回り、左回り)各3本/日
- ・ 運行経路：(右回り) 都留市駅－病院入口－赤坂－芭蕉月待ちの湯－都留文科大学駅－田原入口－都留市駅－市立病院
(左回り) 都留市立病院前－都留市駅－田原入口－都留文科大学駅－芭蕉月待ちの湯－赤坂－病院入口－都留市駅
- ・ 運行日：毎日運行(年末・年始を除く)
- ・ 料金(一乗車)：大人(中学生以上)200円、小人(小学生)100円、乳幼児 無料
- ・ 運行事業者：富士急バス株式会社

運行実績

乗車人数	令和 2 年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	601	566	697	742	689	744	874	908	774	620	708	941	8,864

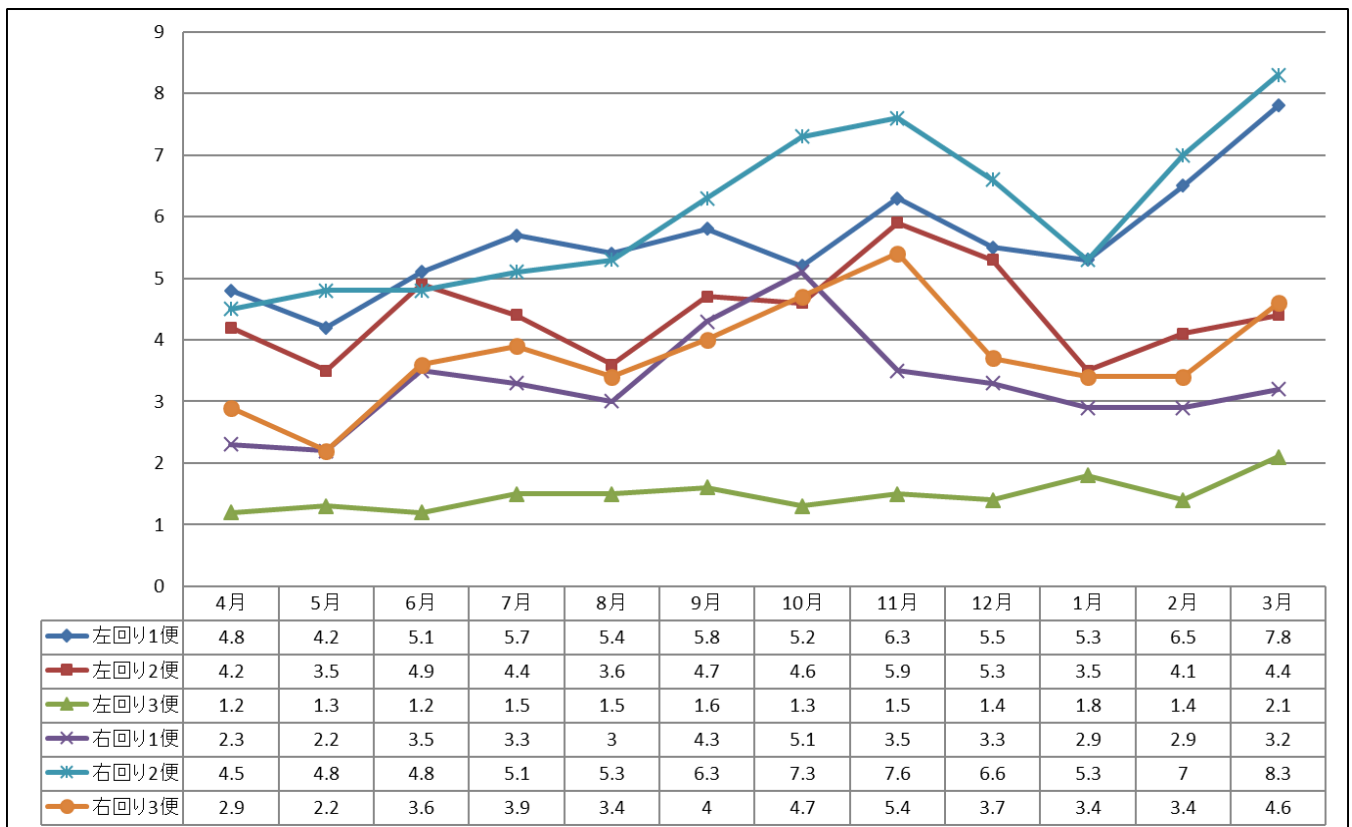


※令和元年度 11,582人

平均乗車人数

1日平均	令和2年度												合計・平均
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	20	18.3	23.2	23.9	22.2	24.8	28.2	30.3	25.8	22.1	25.3	30.4	24.5
1便平均	3.3	3	3.9	4	3.7	4.4	4.7	5.1	4.3	3.7	4.2	5.1	4.1
平日(1便平均)	3.7	3.8	4.1	4.3	4.2	4.3	4.8	5.2	4.6	4.1	4.3	5.6	4.4
土日(1便平均)	2.6	2	3.2	3.4	2.9	3.8	4.4	5	3.6	2.8	3.9	3.7	3.4
左回り1便	4.8	4.2	5.1	5.7	5.4	5.8	5.2	6.3	5.5	5.3	6.5	7.8	5.6
左回り2便	4.2	3.5	4.9	4.4	3.6	4.7	4.6	5.9	5.3	3.5	4.1	4.4	4.4
左回り3便	1.2	1.3	1.2	1.5	1.5	1.6	1.3	1.5	1.4	1.8	1.4	2.1	1.5
右回り1便	2.3	2.2	3.5	3.3	3	4.3	5.1	3.5	3.3	2.9	2.9	3.2	3.3
右回り2便	4.5	4.8	4.8	5.1	5.3	6.3	7.3	7.6	6.6	5.3	7	8.3	6.1
右回り3便	2.9	2.2	3.6	3.9	3.4	4	4.7	5.4	3.7	3.4	3.4	4.6	3.8

便別・月別平均乗車数推移



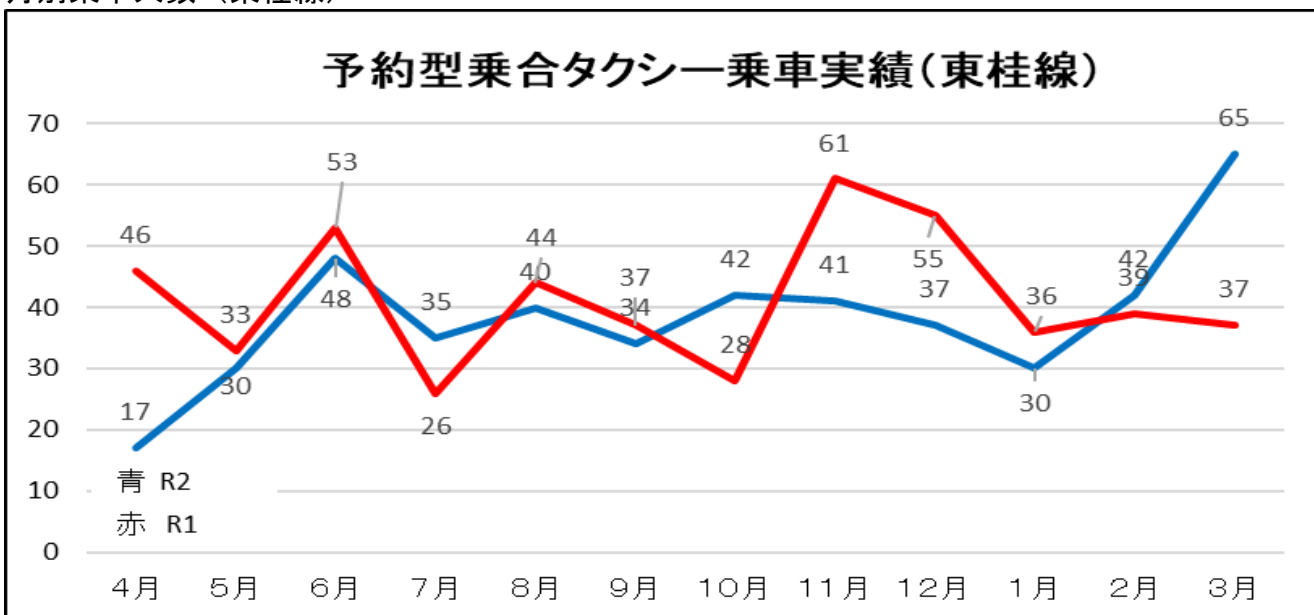
② 予約型乗合タクシー（東桂線・盛里線）

- ・ 運行内容：区域運行
- ・ 運行本数：（往路、復路）各3便/日
- ・ 運行経路：東桂地区（既存のバス路線及び境地区を含む）－市立病院
盛里地区（既存のバス路線及び大平地区を含む）－市立病院
- ・ 料金（一乗車）：大人（中学生以上）300円、小人（小学生）150円、乳幼児 無料
- ・ 運行日：毎日運行（年末・年始を除く）
- ・ 運行事業者：富士急山梨ハイヤー株式会社

運行実績

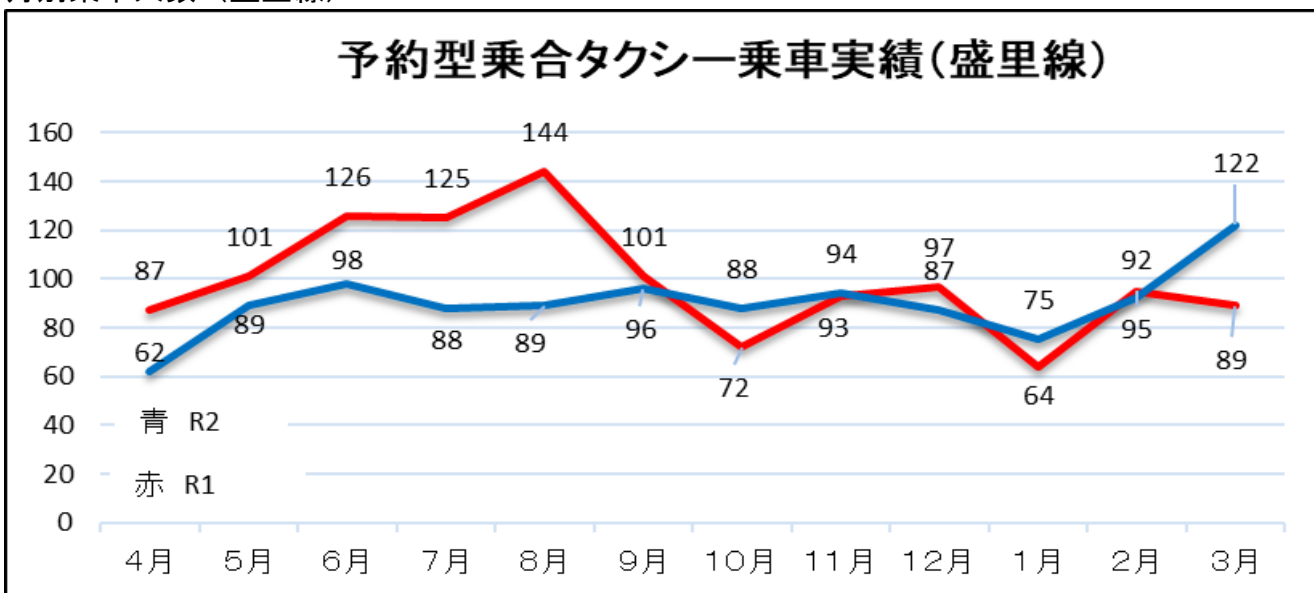
乗車人数	令和2年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東桂	17	30	48	35	40	34	42	41	37	30	42	65	461
盛里	62	89	98	88	89	96	88	94	87	75	92	122	1,080

月別乗車人数（東桂線）



※令和元年度 495人

月別乗車人数（盛里線）



※令和元年度 1,194人

月別平均運行数・乗車人数・1運行あたり乗車人数

		令和2年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
東桂線	運行数	15	23	37	27	35	29	35	31	33	22	33	48	30.7
	乗車人数	17	30	48	35	40	34	42	41	37	30	42	65	38.4
	乗車人数 (1運行あたり)	1.1	1.3	1.3	1.3	1.1	1.2	1.2	1.3	1.1	1.4	1.3	1.4	1.3
盛里線	運行数	47	64	72	65	70	72	71	65	61	56	67	78	65.7
	乗車人数	62	89	98	88	89	96	88	94	87	75	92	122	90.0
	乗車人数 (1運行あたり)	1.3	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.2	1.4	1.4	1.3	1.4	1.6	1.4

※令和元年度

東桂線 運行数 31.8 乗車人数 41.3 1運行あたり乗車人数 1.3

盛里線 運行数 67.8 乗車人数 99.5 1運行あたり乗車人数 1.5

便別乗車人数

		令和2年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
東桂線	1便(グラススキー場入口発)	5	9	15	15	16	12	9	15	7	7	11	18	11.6
	2便(病院発)	5	5	13	5	5	9	8	7	4	0	7	14	6.8
	3便(グラススキー場入口発)	4	6	9	5	8	5	8	3	10	11	12	11	7.7
	4便(病院発)	2	2	6	6	6	6	3	10	9	4	6	12	6.0
	5便(グラススキー場入口発)	0	6	5	3	4	1	8	3	3	5	5	7	4.2
	6便(病院発)	1	2	0	1	1	1	6	3	4	3	1	3	2.2
盛里線	1便(曾雌東発)	20	26	34	32	25	32	28	28	24	26	28	33	28.0
	2便(病院発)	4	7	10	4	8	10	7	6	9	6	10	6	7.3
	3便(曾雌東発)	18	22	19	16	17	22	15	25	19	13	14	35	19.6
	4便(病院発)	9	18	14	13	11	9	15	15	13	9	10	22	13.2
	5便(曾雌東発)	7	6	12	11	15	14	13	11	16	15	17	11	12.3
	6便(病院発)	4	10	9	12	13	9	10	9	6	6	13	15	9.7

関交企第131号
関交消行第29号
関自旅一第1390号
関海旅第621号
令和3年2月26日

都留市地域公共交通活性化協議会 会長 殿

関東運輸局長

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

標記について、地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成23年4月1日付け、国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、国空環第5号）7.（1）②の規定に基づき、地域公共交通確保維持改善事業に係る二次評価を実施しましたので、評価結果を通知します。

協議会においては、必要に応じて生活交通確保維持改善計画を見直し、評価結果を同計画に反映されますようお願いいたします。

161



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表
(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和3年2月26日
関東運輸局

評価対象事業名： 地域内ライダー一系統確保維持費国庫補助金

協議会名	①補助対象事業者等	②事業概要	協議会における事業評価結果				地方運輸局等における二次評価結果	備考
			③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点		
都留市地域公共交通活性化協議会	富士急バス株式会社	都留市循環線 都留市立病院～都留市駅 谷村・三吉地域	事業者と周知活動を企画し、実践する予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、未実施となってしまった。	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	年間利用者目標数13,240人に対し、9,321人であった。	⑥事業の今後の改善点 今年度未実施の事業者と連携した周知活動、学生等新たな利用者に対する利用促進を実施していく。	事業が計画に位置づけられたとおり、適切実施されている。 目標・効果については、路線バス、デマンド交通ともに目標が達成出来なかったことについて、コロナの影響で実施できなかった取組が次年度以降図られ、改善されることを期待する。 今後の改善点については、引き続き、新たな利用者の確保していくよう取組を進めていただきたい。 昨年度に引き続き、地域にとって公共交通全体がどうあるべきか検証がされているが、各交通の役割分担が十分に考えられているか等、地域公共交通計画の策定とともに、公共交通全体のあり方を検討していくことを期待する。	
	富士急山梨ハイヤー株式会社	東桂線 東桂・谷村地域	学生等新たな利用者に対し、周知活動を実施し、促進を図る予定であったが、休校措置等により、周知活動ができず、未実施となってしまった。	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	1台あたりの平均乗車人数の目標1.8人に対し、1.3人であった。	学生等新たな利用者に対する利用促進を実施していく。		
		盛里線 禾生・盛里地域	利用者増に向け、ニーズのある商業施設への路線の延長は継続して業者と検討していく。		1台あたりの平均乗車人数の目標1.8人に対し、1.4人であった。	商業施設への路線の延長、運行時間を業者を継続して検討していく。		

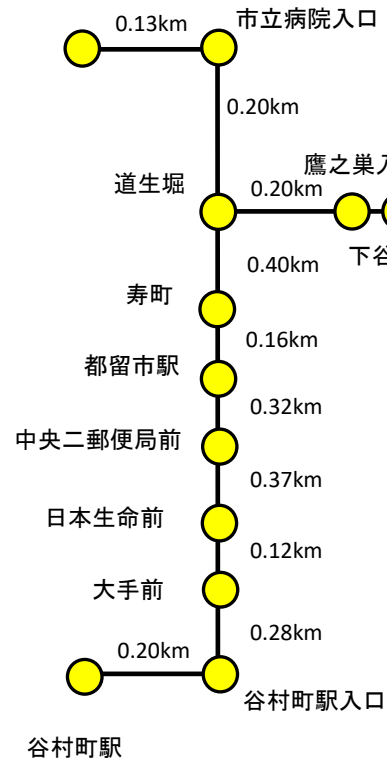
道の駅つる線系統略図

※「禾生駅前」バス停新設
※「カインズ前」バス停新設

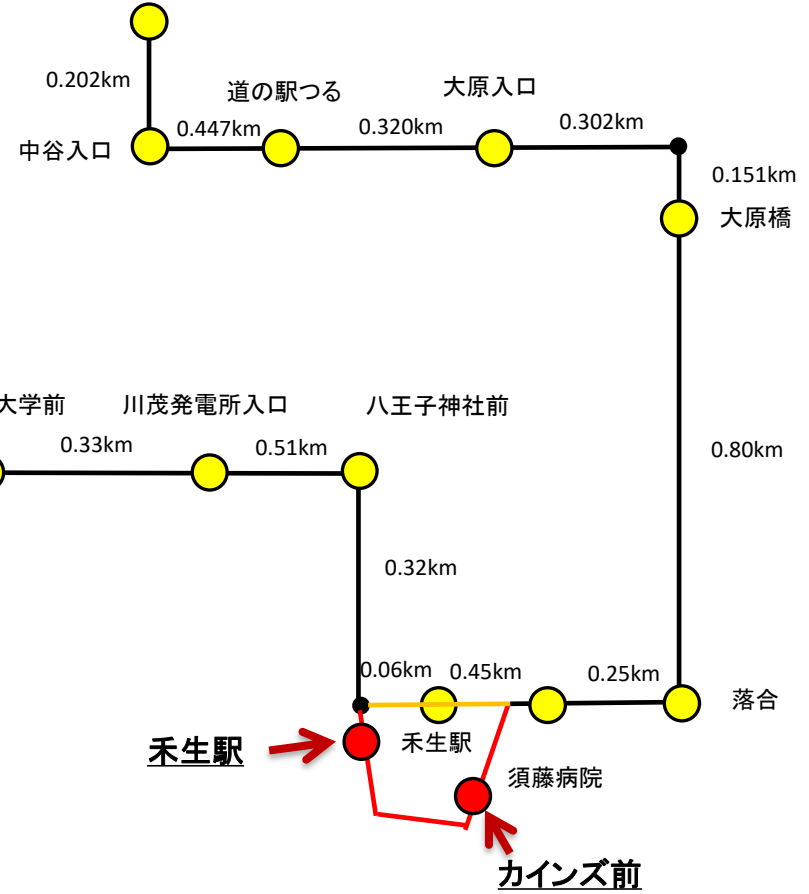
資料 3

系統キロ 8.152km → 8.154km

都留市立病院前



リニア見学センター



生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和3年6月28日

都留市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称				
都留市生活交通確保維持改善計画				
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性				
<p>都留市においては、市内中心部を運行し近隣市、首都圏を結ぶ鉄道（富士急行線）を軸に、市域内に路線バス、循環バス、予約型乗合タクシーにより構成される公共交通機関が整備されている。</p> <p>これら公共交通については、近隣市及び首都圏への通勤・通学、車を運転できない高齢者が通院、買い物に利用する等、生活に必要不可欠な交通として機能している。</p> <p>しかしながら、人口減少、自家用車の普及により、公共交通利用者は大幅な減少には至らないものの、収支悪化による行政負担の増加等多くの課題が生じている。</p> <p>戸沢線（三吉地区）、曾雌・秋山線（盛里地区）及び砂原線（東桂地区）の路線バスの廃止により循環バス（平成24年8月）、予約型乗合タクシー（平成24年10月）をそれぞれ運行しており、当該地域住民の生活に不可欠な路線として、地域公共交通確保維持事業により、今後も存続していくことが必要である。</p>				
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果				
(1) 事業の目標				
<p>地域の特性、実情に対応した移動手段の維持及び確保のため、効率的な運行体系の構築及び住民が利用しやすい環境の整備に向け以下の指標の実現を目指す。</p> <p>(指標)</p>				
評価指標	現在（令和2年事業年度）	令和4事業年度	令和5事業年度	令和6事業年度
① 補助対象線利用者数	30,780人	30,780人	30,780人	30,780人
② 循環バスの利用者数	13,240人	13,240人	13,240人	13,240人
③ 予約型乗合タクシーの1台当たりの乗車数	1.8人/台	1.8人/台	1.8人/台	1.8人/台
④ 公共交通サービスの満足度「満足」「やや満足」と回答した人の割合	25%	25%	25%	25%
⑤ 路線全体の平均収支率	20%	20%	20%	20%

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>バス路線の廃止された地域（東桂・盛里地区）を新たな運行形態により公共交通を維持、改善することにより、当該地域の交通弱者等の通院、買い物、通学などの日常生活に必要な移動手段の確保がなされる。</p> <p>鉄道及び既存の路線バスやその他市内地域の支線を結ぶ循環線の構築による幹線、支線のネットワークの連携により効率的な運行体系が実現でき、これに伴い外出の促進や地域活性化が促される。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道及びバスの時刻表の市内全戸配布（作成：事業者、配布：都留市） ・予約型乗合タクシーの時刻表の市内該当地区への配布（作成：都留市、配布：都留市） ・市内CATV、事業者、都留市、地域協働による利用促進番組作成（都留市、事業者、CATV） ・公共交通利用促進のための出張講座（都留市） ・公共交通未利用者に対する乗車体験、乗り方教室の実施（事業者、都留市） ・新たな利用者の確保（都留市、事業者）
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</p>
<p>別添の表1のとおり。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>事業者の収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分の内、路線ごとに割合を決め、補助金として負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・富士急バス株式会社 ・富士急山梨ハイヤー株式会社
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 <u>【地域間幹線システムのみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線システムのみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p>

【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果	
※該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
20. 協議会の開催状況と主な議論	
平成23年6月28日	平成23年度 第1回会議 ・現状の確認 ・実証運行計画について
11月15日	平成23年度 第2回会議 ・計画の骨子の検討 ・アンケート調査内容の検討
平成24年 1月11日	平成23年度 第3回会議 ・実証運行実施結果の検証 ・各種調査事業の実施とデータの分析 ・計画(素案)への意見収集と調整 (H24. 1月)
1月31日	平成23年度 第4回会議 ・都留市地域公共交通総合連携計画(素案)について ・都留市生活交通ネットワーク計画の策定について
2月27日	平成23年度 第5回会議 ・計画(案)の承認(H24~26年) (H24. 2月)
6月20日	平成24年度 第1回会議 ・運行事業者の選定 ・計画の決定
平成25年6月28日	平成25年度 第1回会議 ・平成24年度地域公共交通確保維持事業にかかる事業評価 ・都留市生活交通ネットワーク計画認定申請について
平成26年2月13日	平成25年度 第2回会議 ・消費増税に係る乗車料金について ・乗継割引制度について ・地域商店街との連携について
平成26年6月26日	平成26年度 第1回会議 ・予約型乗合タクシーの運行形態の変更について ・平成27年度都留市生活交通ネットワーク計画認定申請について
平成27年2月27日	平成26年度 第2回会議 ・第1期都留市地域公共交通総合連携計画取組評価について ・新たな公共交通改善施策の方向性について
平成27年3月18日	平成26年度 第3回会議 ・農林産物直売所及びリニア見学センターと市内観光拠点を結ぶ公共交通体系の導入について ・予約型乗合タクシーの運行路線の拡大について ・運行ダイヤの修正、車両及び停留所の名称変更について

平成27年6月24日	平成27年度 第1回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期都留市地域公共交通総合連携計画（案）について ・ 予約型乗合タクシーの運行経路拡大について ・ 平成28年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について
平成28年3月23日	平成27年度 第2回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道の駅と市内拠点を結ぶ新たなバス路線（案）について
平成28年5月31日	平成28年度 第1回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道の駅と市内拠点を結ぶ新たなバス路線（案）について ・ 交通不便地域指定申請書について
平成28年6月28日	平成28年度 第2回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について
平成29年6月28日	平成29年度 第1回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について
平成30年6月26日	平成30年度 第1回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成31年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について
令和元年6月28日	令和元年度 第1回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について
令和2年7月28日	令和2年度 第1回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について
令和3年6月28日	令和3年度 第1回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度都留市生活交通確保維持改善計画認定申請について ・ 交通不便地域指定申請書について

21. 利用者等の意見の反映状況

平成23年	
11月25日	路線バス利用者アンケート調査
11月28日～12月16日	10月17日から2ヶ月間実施した新たな運行体系、新たな運行経路による実証運行における実施利用者アンケートの実施
11月28日	事業者ヒアリング調査
12月5日～19日	市内公共交通に関する地域懇談会の開催（三吉地域、開地地域、東桂地域、禾生地域、谷村地域、宝地域、盛里地域）
平成24年	
1月13日	市内タクシー事業者アンケート調査
2月6日～23日	パブリック・コメントの実施
2月17日～22日	未来を拓く都留まちづくり会議の開催
平成25年	
9月2日～19日	都留市東桂地域コミュニティセンターにて、利用者増加に向けた地元説明会を開催。予約型乗合タクシーの運行方法等に対する意見聴取
平成26年	
8月～9月	循環バス、予約型乗合タクシー利用者アンケートの実施
10月17日	第6次都留市長期総合計画策定のための市民意識調査の中で公共交通再編方針に関するアンケートを実施
11月6日	市民による事業評価・提案会（学生版）の実施により、公共交通活性化策について市内大学生の提案を受けた
平成27年	
5月1日～29日	「第2期都留市地域公共交通総合連携計画（案）」に対するパブリック・コメントの実施
平成29年	
9月～翌年2月	予約型乗合タクシーの利用促進に向け、対象地域（東桂・盛里）の利用者から意見聴取
平成30年	
10月17日	第6次都留市長期総合中期基本計画策定のための市民意識調査実施
10月～翌年2月	予約型乗合タクシー路線延長（H30.10月～）に伴う地域住民への周知活動及び利用促進策の実施（お試し乗車券配布）
平成31年（令和元年）	
令和2年2月	市内移住者を対象とした乗車体験を実施
令和3年6月	高齢者を対象とした「バスの乗り方教室」を実施（7月に延期）

22. 協議会メンバーの構成員	
一般乗合旅客自動車運送事業者	富士急バス(株)取締役社長
一般乗用旅客自動車運送事業者	富士急山梨ハイヤー(株)取締役社長
その他会長が必要と認めるもの	富士急行(株)事業部鉄道担当
山梨運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局山梨運輸支局首席運輸企画専門官
運転者の団体を代表する者	富士急バス(株)鶴の会運転手代表
住民又は利用者を代表する者	都留文科大学准教授(学識経験者) 市民代表者(公募)
各種団体の代表	都留市老人クラブ連合会長 都留市校長会 都留市地域協働のまちづくり推進会連絡会
大月警察署又はその指名するもの	山梨県大月警察署交通課長
山梨県知事又はその指名するもの	山梨県県民生活部交通政策課長
市長又はその指名する職員	都留市総務部長 都留市市民部長 都留市福祉保健部長 都留市産業建設部長 都留市教育委員会教育次長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山梨県都留市上谷 1-1-1

(所 属) 都留市役所 地域環境課

(氏 名) 矢野 誠

(電 話) 0554-43-1111 (内線 170)

(e-mail) chiikishinkou@city.tsuru.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
都留市	富士急バス 株式会社	(1) 都留市循環線(左回り)	都留 市立 病院	芭蕉月 待ちの湯	都留 市駅	往18.3km 復 循環 km	361日	1,083回		路線定期運行	②(2)	都留市駅で富士急行 大月線と接続	③
	富士急バス 株式会社	(2) 都留市循環線(右回り)	都留 市駅	芭蕉月 待ちの湯	都留 市立 病院	往18.3km 復 循環 km	361日	1,083回		路線定期運行	②(2)	都留市駅で富士急行 大月線と接続	③
	富士急山梨 ハイヤー株式会社	(3) 東桂線		東桂・谷 村 地域		往 km 復 km	361日	400回		区域運行	②(2)	都留市駅で富士急行 大月線と接続	③
	富士急山梨 ハイヤー株式会社	(4) 盛里線		盛里・禾 生 地域		往 km 復 km	361日	1,000回		区域運行	②(1)	都留市駅で富士急行 大月線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	都留市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	23,851
交通不便地域等	3,950

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,724	三吉地区	地方運輸局長の指定
965	東桂地区	地方運輸局長の指定
1,261	盛里地区	山村振興法第7条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

(案)

資料5

都公交発 第〇〇号

令和3年6月 日

関東運輸局長 殿

名 称 都留市地域公共交通活性化協議会
住 所 山梨県都留市上谷一丁目1番1号
代表者氏名 会 長 清 水 敬

交通不便地域指定申請書

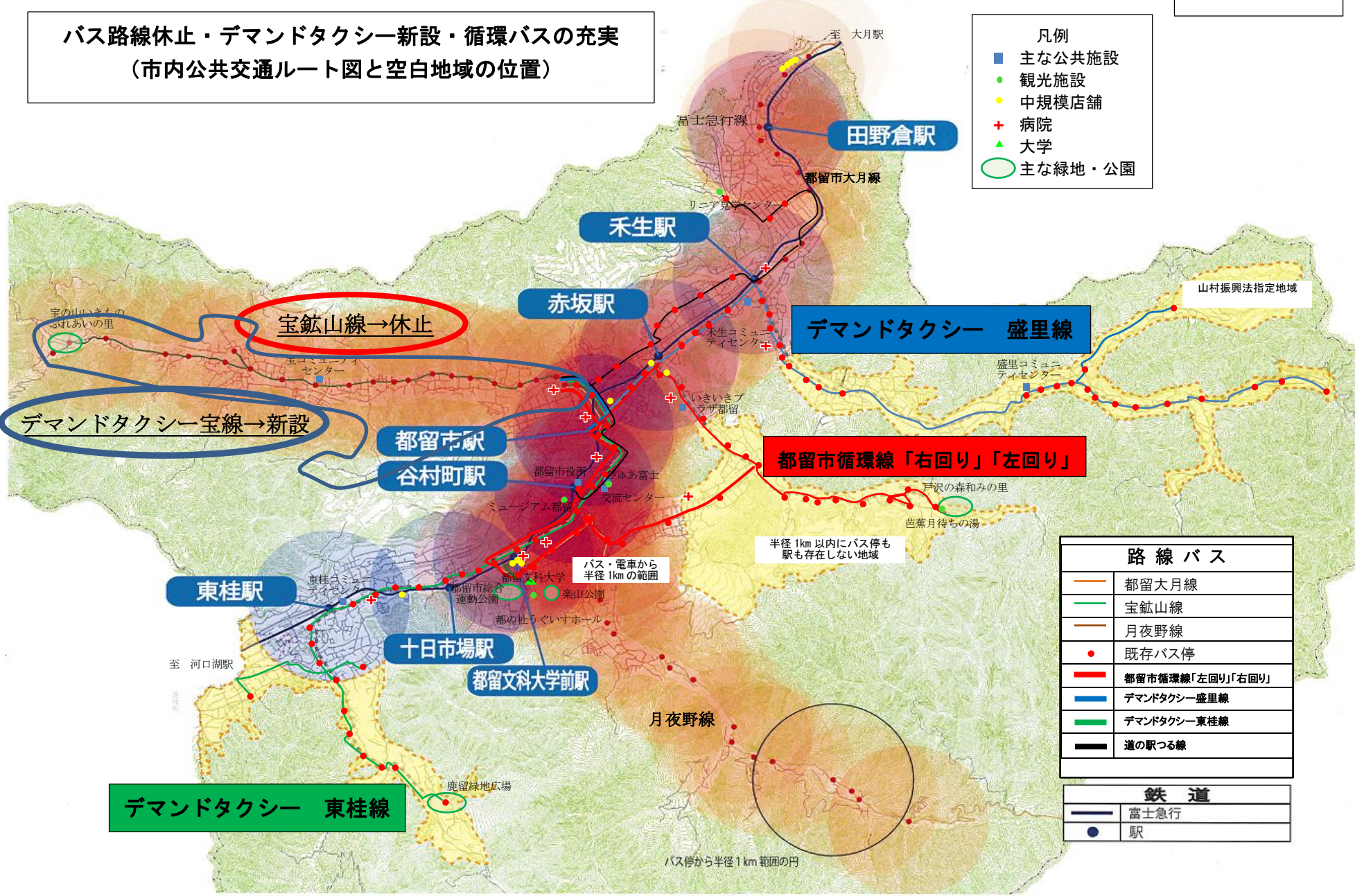
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)別表7ハ②(2)に基づき、交通不便地域の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

【連絡先】

所属 都留市市民部地域環境課地域振興担当
担当者名 矢野 誠
TEL 0554-43-1111(内線170)
E-mail chiikishinkou@city.tsuru.lg.jp

バス路線休止・デマンドタクシー新設・循環バスの充実
(市内公共交通ルート図と空白地域の位置)

- 凡例
- 主な公共施設
 - 観光施設
 - 中規模店舗
 - +
 - +
 - △ 大学
 - 主な緑地・公園



路線バス	
—	都留大月線
—	宝鉦山線
—	月夜野線
●	既存バス停
—	都留市循環線「左回り」「右回り」
—	デマンドタクシー盛里線
—	デマンドタクシー東桂線
—	道の駅つる線

鉄道	
—	富士急行
●	駅

半径1km以内にバス停も駅も存在しない地域

バス・電車から半径1kmの範囲

バス停から半径1km範囲の円

山村振興法指定地域

デマンドタクシー 東桂線

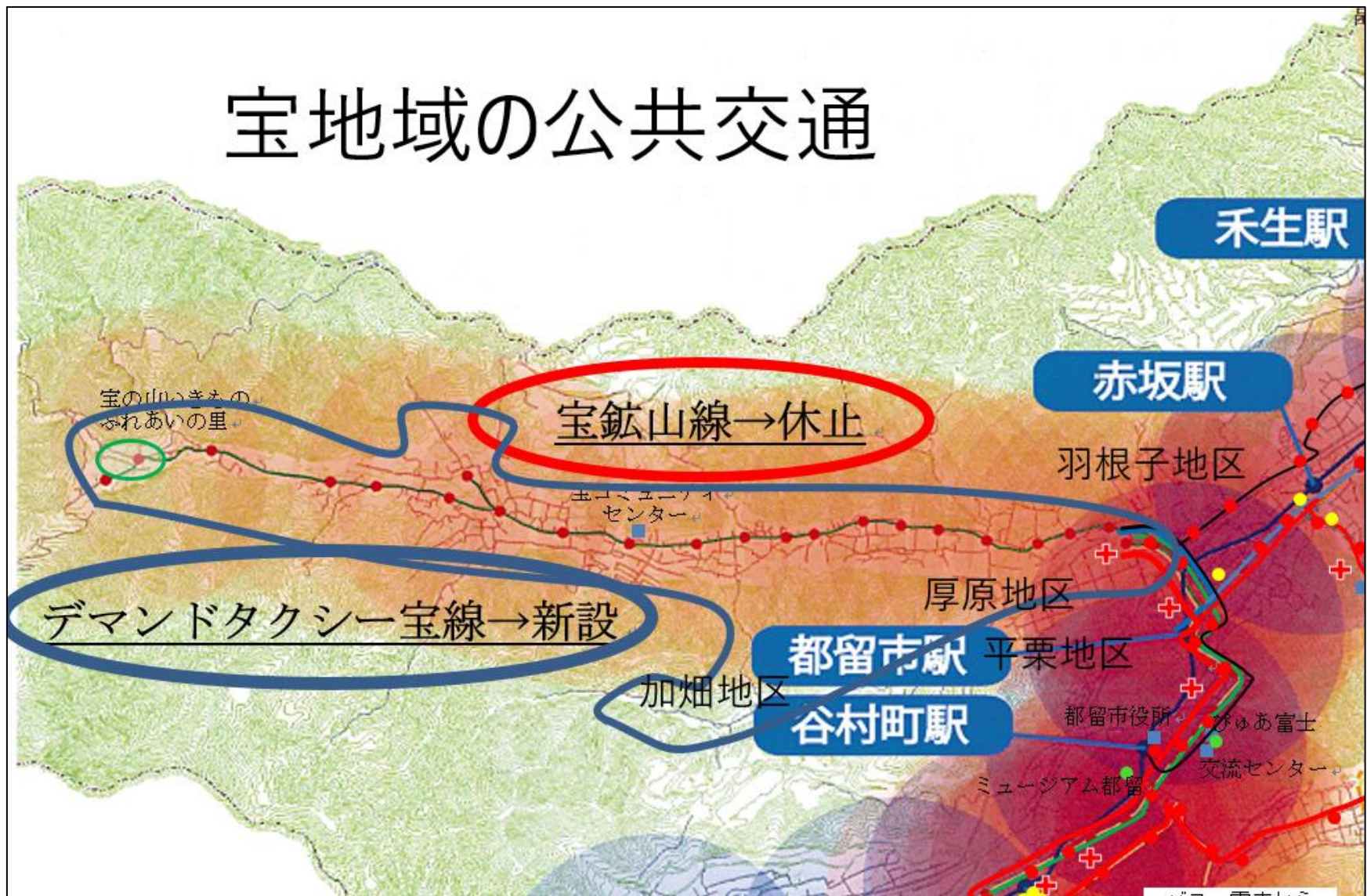
デマンドタクシー 盛里線

都留市循環線「右回り」「左回り」

宝鉦山線→休止

デマンドタクシー宝線→新設

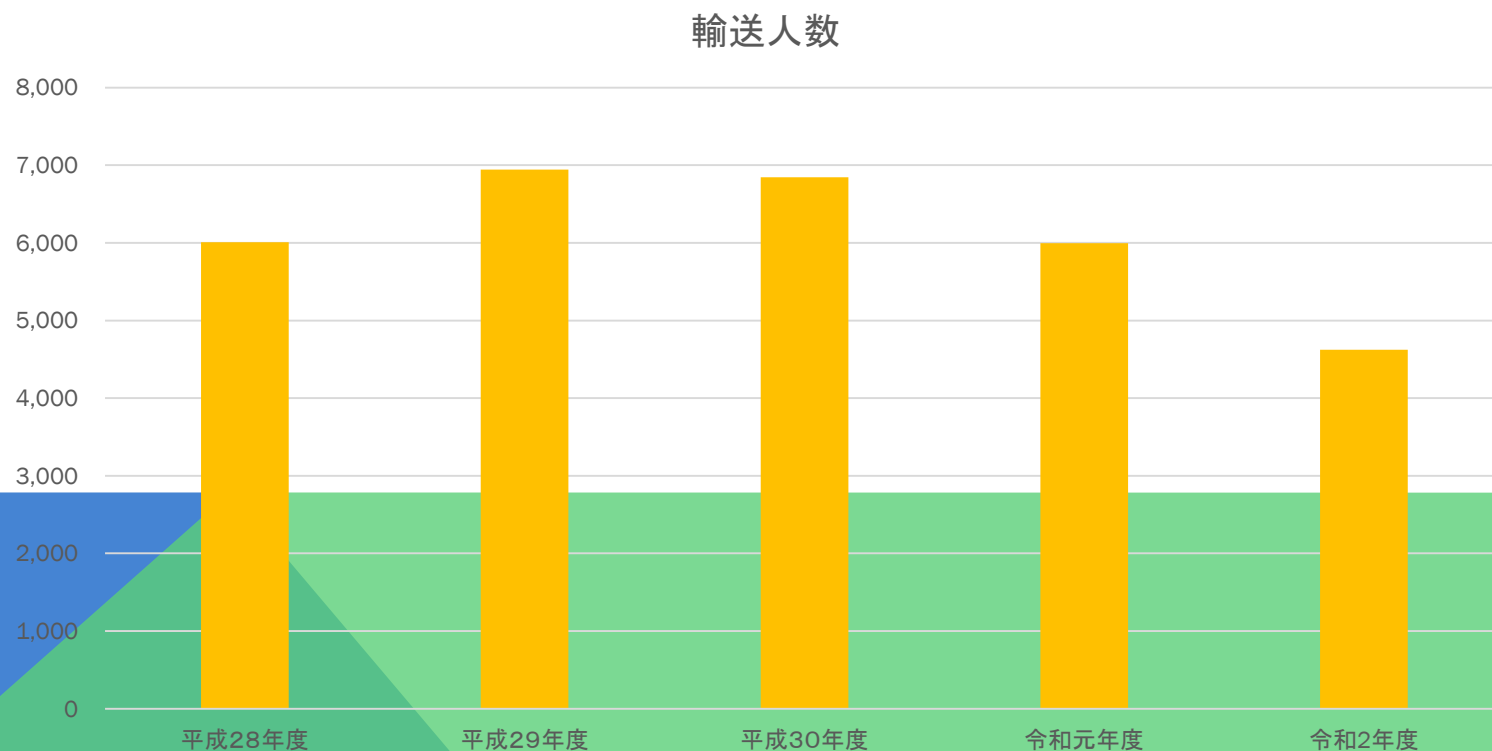
宝地域の公共交通



宝鉱山方面輸送実績について（5年間）

平成28年度～令和2年度宝鉱山線(路線バス)の利用実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
輸送人数	6,006	6,943	6,844	5,995	4,622



宝鉾山方面輸送実績について

令和2年5月～令和3年4月の直近1年間の利用実績

- ・年間4,513人(内平日3,557人・土曜日492人・休日464人)
- ・平日1日平均1.4人(11便/1日)
- ・土曜日1日平均1.6人(6便/1日)
- ・休日1日平均1.0人(6便/1日)

いずれも1台のバスに換算した場合、1人～2人に満たない乗車人数であります。

また、実際にこの利用者の方々の便別乗降調査を実施したところ、

「つるぎ線・宝鉾山線」便別乗降者数調査（調査期間：令和3年5月10日～15日実施）

- ・都留市立病院への利用が大半を占めている。

このバス1台当たりの都留市立病院での乗者人数は、0人～最大で3人となっております。

※病院～都留市駅間に関しては、道の駅つるぎ線、循環バスが運行しているため、前後に便があることから影響は少ないと考えられる。

路線バス「宝鉾山線」に係る費用

約 840万円／年(内約500万円令和2年度補助金額)

デマンドタクシー宝線（仮称）について

・次にデマンドタクシーについて説明いたします。現在市内において、東桂線と禾生・盛里線の2路線が運行しており、2路線とも路線バスの休止に伴い、公共交通空白地域の指定を受けて運行しております。

運賃は均一料金制で300円となっております。

路線バスとの違いは、車両が10名以下（現行はタクシー車両）の車両を用いて運行しております。また、休止となった路線バスの停留所を利用し時刻設定しての運行となりますが、休止バス路線における乗降以外に、デマンドは「地域運行」となることから、現在の宝地区におきまして公共交通空白地域ともいえる平栗地区・加畑地区・厚原地区等を網羅できる公共交通形態が可能となります。また、地域内の路線の追加などきめ細やかな対応も可能となります。

以前より市内の公共交通空白地域として厚原地区、平栗地区があげられており、宝地域の路線バスを休止し、地域運行であるデマンドタクシーを新たに取り入れる事で、地域のニーズに合った整備が可能となります。

デマンドタクシー宝線を想定した費用
約 400万円／年

この様に市内の公共交通網を見直した結果

見直しにより、経費の削減も可能となることから、その財源を循環バスの増便に用い、人口重心部である地域の特に大学生の利用を促進していく事も可能となります。

令和2年2月に神奈川県横浜市で開催されました第3者委員会において、地域内フィーダー系統確保維持事業実施自治体 90市町村(1都7県)の内4自治体が選ばれ、都留市が対象となった第3者委員会においても、学生の利用促進を図っていくよう助言を受けております。1便若しくは2便程度利用度の高い時間帯を増便することが可能な状況となります。

変更の時期につきましては、地域や事業者及び関係各機関等との調整等の時間が必要となりますが、早期実現を目指して取組んでいきたいと考えております。

路線バス休止（宝鋳山線） + デマンドタクシー新規導入

＝ 循環バスの増便により一層充実した公共交通網の整備

路線バス「宝鋳山線」に係る費用－デマンドタクシー宝線を想定した費用

約 840万－約 400万円＝440万（循環線の増便へ）